

回 覧 令和3年9月15日（三股町）代表☎：52-1111

・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|--------|-------|---|
| <重要> | 1 | ◆全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を実施します |
| <募集> | | ◆インターネット販売による「参入促進セミナー」の参加事業者を募集します |
| <お知らせ> | 2 | ◆令和4年度新入学予定児童の健康診断を行います
◆衆議院議員総選挙の期日前投票会場をお知らせします |
| | 3 | ◆〔三股町版〕コミュニティ・スクール ～地域とともにある学校づくりの推進～ |
| | 4 | ◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています |
| | 5 | ◆マイナンバーカードが保険証として利用できるようになる予定です
◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします |
| | 6 | ◆合同金婚式を開催します
◆令和3年社会生活基本調査にご協力ください |
| | 7 | ◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます
◆家内労働（内職）情報をお知らせします |



防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

町外にいて放送を聞き逃した
発令された警報を確認したい。
よく聞こえなかったので、もう一度聞きたい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

- | 【分類】 | 【No.】 | 【内容】 |
|-----------|-------|---|
| | 8 | ◆体力テスト中止のお知らせ
◆三股町総合文化施設創立20周年事業「町民参加型演劇」の開催を延期します |
| <保健と福祉> | | ◆「令和3年度都城障害者ふれあい面接会」を開催します |
| （一般） | 9 | ◆胃がん検診（集団検診）を実施します |
| <農林畜産業関連> | | ◆畜産農家の皆さんへ
毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です |
| | 10 | ◆10月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします |
| <相談> | 11 | ◆困ったら 一人で悩まず 行政相談
～10月18日（月）～24日（日）は「行政相談週間」です～
◆「人権相談」を実施します |
| | 12 | ◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています |



重 要

◆全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達試験を実施します

国が実施する全国瞬時警報システム（Jアラート）の第2回全国一斉情報伝達訓練に合わせて、本町でも情報伝達試験を実施します。

町内各所に設置している防災行政無線のスピーカーから、次の日程で音声が一斉に流れます。ご理解とご協力をお願いします。

■日 時 = 10月6日（水） 午前11時ごろ

■試験方法 = 防災行政無線（広報塔）を使用します。

■放送内容 = コールサイン（1回鳴らします）⇒「これは、Jアラートのテストです。」（3回鳴らします）⇒下りチャイム（1回鳴らします）

※全国瞬時警報システム（Jアラート）は、国が人工衛星を使って町の防災行政無線を直接起動させて、緊急事態の情報をお知らせするシステムです。

※災害発生や気象状況によっては、情報伝達試験を中止する場合があります。中止する場合は、防災行政無線でお知らせします。

★お問い合わせは、
総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）
☎：52-1110（直通）をお願いします。



募 集

◆インターネット販売による「参入促進セミナー」の参加事業者を募集します



県は、インターネット販売への参入や売上増加を目指す事業者を対象に、インターネット通販最新情報やネットショップ経験者による体験談などを紹介する参入促進セミナーを開催します。

なお、今年10月以降には、楽天市場への新規出店費用の補助やインターネット販売の売上増加に必要なスキルを学ぶセミナー、WEB物産展の開催も予定しており、当日はその内容をあわせてご紹介します。

インターネット販売への参入または売上増加に興味のある事業者は、ぜひご参加ください。

■日程表 =

日 付	内 容	場 所	定 員
9月29日（水） 午後1時30分～ 3時30分	新型コロナの影響を含めた 最新ECセミナー	オンライン （ZOOM）	180名
9月30日（木） 午後1時30分～ 3時30分	講 師：楽天グループ 株式会社	ウェルネス交流プラザ （都城市蔵原町11- 25）	20名

※オンライン参加が原則です。オンラインがどうしても難しい人にサテライト会場を準備しています。会場ではオンライン開催の様子を中継します。

■対 象 者 = ネットショップ運営初心者、インターネットを使った販路拡大を目指している人など

■受 講 料 = 無料

■申込期限 = 9月24日（金）正午まで

■申込方法 = URL (<https://r10.to/hwyQYt>) または県公式サイトからチラシ（申込書）をダウンロードの上、楽天グループ株式会社店舗開発部（県委託先）にお申し込みください。

メールアドレス：rev-co-innovation-info@mail.rakuten.com

★お問い合わせは、県商工政策課商業振興担当

☎：0985-26-7102 ファクス：0985-26-7337
をお願いします。

◆令和4年度新入学予定児童の健康診断を行います

来年4月に小学校に入学する児童の健康診断を行います。
詳しくは、保護者に直接案内を郵送しますので、ご確認ください。

学校名	実施日(場所)	受付時間
三股西小学校	10月5日(火) (三股西小学校体育館)	午後1時30分～ 1時50分
梶山小学校 宮村小学校 長田小学校	10月19日(火) (健康管理センター)	
三股小学校	10月20日(水) (三股小学校体育館)	
勝岡小学校	10月27日(水) (勝岡小学校体育館)	

※宮村小学校入学予定児童は、健康診断終了後、標準服の採寸などを行います。



★お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 学校教育係（中央公民館内）
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆衆議院議員総選挙の期日前投票会場をお知らせします

今年予定されている衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査は、**期日前投票の会場がこれまでと変わります。**

これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、密を避けるスペースを確保するためです。

なお、選挙日程は、決定次第、回覧などで改めてお知らせします。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



■期日前投票(不在者投票)とは？

投票日に仕事などの用事で、投票ができない人は、期日前投票(不在者投票)ができます。

■期日前投票の場所

これまで	今回
三股町役場1階ロビー	三股町立文化会館エントランスホール
第6地区分館(出張所)	第6地区分館(出張所)
三股町西部地区体育館(出張所)	三股町西部地区体育館(出張所)
三股駅多目的ホール(出張所)	

■投票できる人

年齢満18歳以上の日本国民で、欠格条項に該当しない人

■次のいずれかに該当する場合は、郵便で投票することができます。

- ①身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持ち、両下肢などに重度の障害がある人（一定の条件があります）
 - ②要介護認定を受け、その状態区分が「要介護5」の人
 - ③特定患者など（新型コロナウイルス感染症患者など）
- ※郵便で不在者投票をする場合の手続きに関しては、事前にご相談ください。

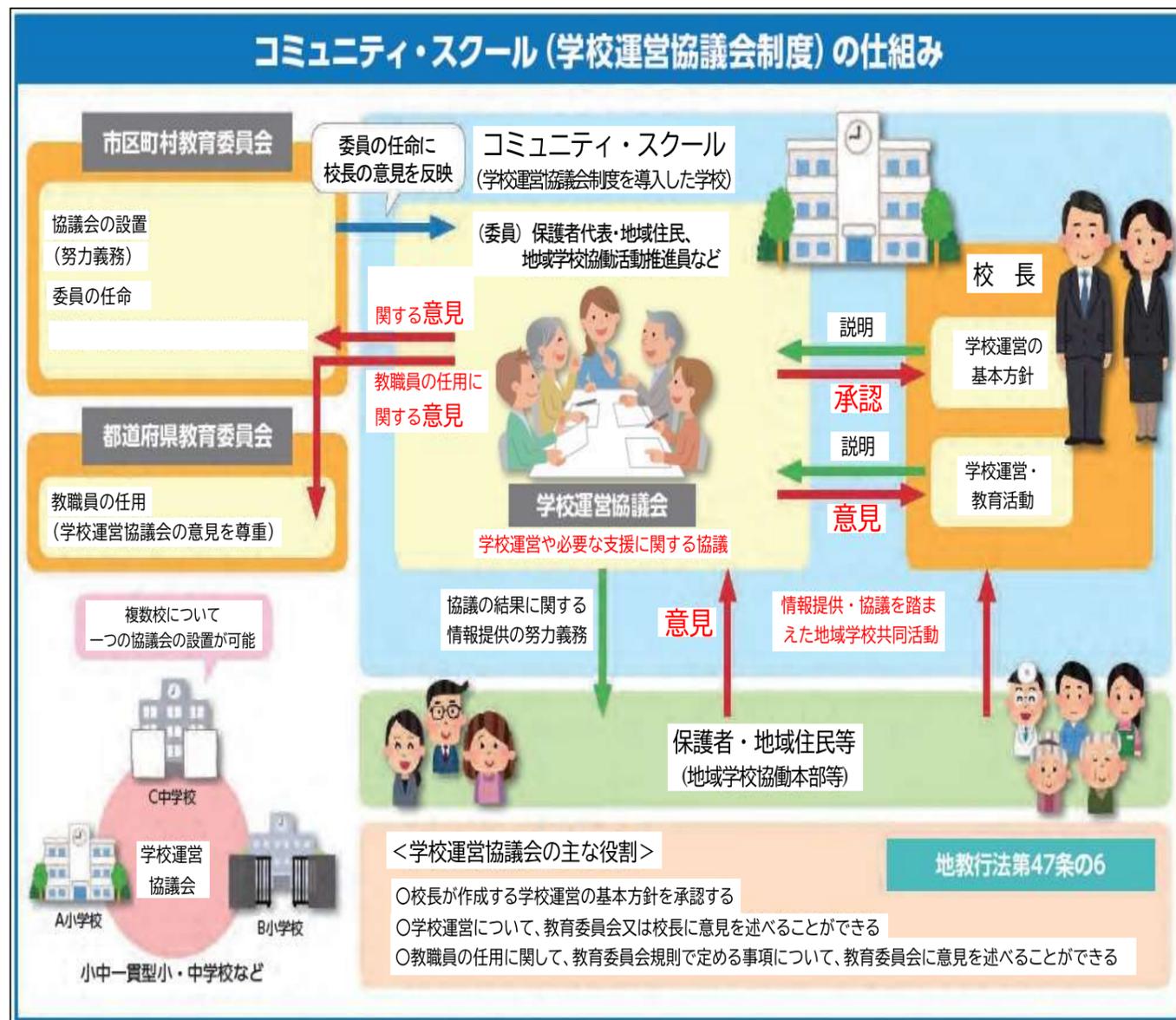
★お問い合わせは、

町選挙管理委員会

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆〔三股町版〕コミュニティ・スクール ～地域とともにある学校づくりの推進～

三股町では、未来を担う子どもの豊かな成長を「地域総がかり」で支える仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を令和6年度までに全ての小学校で導入し、「地域とともにある学校」づくりを進めます。



＝ 三股町教育の基本目標 ＝

未来を創る 心豊かで活気にあふれる 文教三股の人づくり

- ① … みんなで語ろう！
- ② … まごころであいさつしよう！
- ③ … たいせつにしよう 時間を！

コミュニティ・スクール Q&A

Q1：なぜ、コミュニティ・スクールにする必要があるのですか？

A1：現在も学校は、学校評議員、PTA、学校応援団（ボランティア）など、地域や保護者の皆さんに、たくさんの協力をいただいているところです。

子どもたちが抱える多様化した課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、『社会総がかりでの教育』の実現が不可欠です。コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、学校と地域が目標を共有した上で、今まで以上に一体となって、子どもたちを育てる仕組みとして必要なのです。

Q2：学校評議員や学校関係者評価委員、学校応援団（ボランティア）はなくなるのですか？

A2：学校評議員や学校関係者評価委員が行っていたことは、学校運営協議会の役割の中に含まれるため、学校運営協議会を設置した学校ではなくなります。

学校応援団（ボランティア）、PTA、おやじの会などの組織については、現在と同様ですが、今後はそれらの代表が学校運営協議会に参加するなど、各組織間のつながりを強め、より効果的な学校の支援を検討していくこととなります。

Q3：コミュニティ・スクールになると、何か変わることがありますか？

A3：新しい学習指導要領に示されている「地域とともにある学校」を目指します。これまで以上に学校、家庭、地域が一体となって、子どもたちを育てるという視点で活動を見直し、保護者や地域住民が参画しやすい学校へと変容させることを目標に取り組んで参ります。

熟議

コミュニティ・スクールが導入されると、「地域の子どもたち」について話し合う機会（熟議）が計画されます。多くの人たちの意見を反映していくことが大切になりますので、そのような機会がありましたら、積極的にご参加ください。



★お問い合わせは、町教育委員会 教育課 学校教育係（町中央公民館内）
☎：52-9314（直通）をお願いします。

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する人に費用の一部を補助するものです。

（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③ATワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人

■補助対象経費および補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
ATワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。
補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



★お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆マイナンバーカードが保険証として利用できるようになる 予定です

10月1日から、一部の医療機関でマイナンバーカードを保険証として利用できる制度が開始される予定です。対応している医療機関は、次の方法で確認できます。もちろん、今お持ちの保険証は今までどおり使えます。

ご自分が利用する医療機関などが対応しているかどうかわからないなどの場合は、今までどおり保険証をお持ちください。

■利用する医療機関等が対応しているかの確認

対応機関の目印

保険証として使用できる医療機関などには、次のようなシールやポスターが掲載される予定です。



■マイナンバーカードの設定ができているか

町役場でカードを受け取る時などに、保険証設定のサポートを受けた人のカードケースには、そのことを示すシールを貼っています。

次のどちらかが貼ってある人は、対応済みです。



★お問い合わせは、

- ・使える医療機関などについて
⇒ご利用の医療機関などにご確認ください。
- ・制度・カードの設定について
⇒町民保健課 戸籍住民係(1階 ③番窓口) ☎: 52-9630 (直通) をお願いします。

◆赤い羽根共同募金のご協力をお願いします

赤い羽根共同募金運動は、今年で運動創設75回目を迎えました。この運動は、私たちが安心して暮らせる地域をつくるため、「じぶんの町をよくするしくみ」として、その機能を果たしてきました。誰もが幸せに暮らせる町づくり、また、さまざまな助けを必要としている人たちのために役立てられるのが共同募金です。

集まった一人一人の善意が、やがて大きな輪になって地域の福祉を高めていくこととなります。本年は大変な状況ではありますが、皆さまからのご支援、ご協力を心よりお願いします。

■運動期間(一般募金) = 10月1日(金) ~ 12月31日(金)

■本年度の募金目標額 = 480万円

■募金の方法 = ①戸別(家庭)募金 ②法人(事業所)募金
③学校募金 ④イベント募金 など

※昨年度の募金額は、461万9,717円でした。ご支援、ご協力に厚くお礼を申し上げます。募金は次のように使わせていただきました。

①お年寄りの福祉のために 【福祉団体助成・社会参加助成事業】	30万円
②障がいのある人の福祉のために 【障害者団体助成事業社会参加支援事業】	22万円
③児童青少年の福祉活動および子どもたちの幸せのために 【福祉協力校助成事業】	32万5,000円
④ボランティア活動・総合的な福祉活動(地域福祉事業)のために 【小地域ネットワーク事業ボランティア育成研修事業】	153万5,717円
⑤歳末たすけあい 【在宅要援護者の支援事業】	108万円
⑥県内の福祉のために 【社会福祉施設の車輜等助成事業】	115万9,000円

■主 催 = 県共同募金会三股町共同募金委員会

■主 管 = 町社会福祉協議会



※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎: 52-1246 をお願いします。

◆合同金婚式を開催します

町社会福祉協議会では、共に助け合い、励まし合いながら、手を取り合って50年を過ごしてきたご夫婦を祝福し、これからも健康で幸せな生活を送ることを願い、合同金婚式を開催します。

昭和45年12月31日までに婚姻届を出したご夫婦、またはそれ以前の届出で合同金婚式に申し込みをしたことがないご夫婦はぜひご参加ください。

また、そのようなご夫婦をご存知の方は、ぜひご連絡ください。

申し込みをした人には、詳細を後日文書で送付します。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大状況次第で中止する場合があります。

■日 時 = 11月22日(月) 午前11時00分～午後0時20分

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」

■申し込み期限 = 10月29日(金)



★お問い合わせは、

町社会福祉協議会 ☎：52-1246

をお願いします。

◆令和3年社会生活基本調査にご協力ください

社会生活基本調査

10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、1日の生活時間や過去1年間の活動の状況など、社会生活の実態を明らかにし、ワーク・ライフ・バランスの推進や少子高齢化対策、男女共同参画社会の形成など、各種行政施策のための基礎資料を得ることを目的に実施します。

調査対象となった地域にお住まいの人には、感染防止対策をとった上で調査員が訪問しますので、調査へのご協力をお願いします。

調査の詳細は、県公式サイトをご覧ください。



<宮崎県統計調査課 公式サイト>



★お問い合わせは、

宮崎県統計調査課 ☎：0985-26-7043

ファクス：0985-29-0534 をお願いします。

◆「ハロウィンジャンボ宝くじ」、「ハロウィンジャンボミニ」が発売されます

「ハロウィンジャンボ宝くじ」と「ハロウィンジャンボミニ」が、9月22日（水）から全国で2種類同時発売されます。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくり、環境対策や高齢化対策など地域住民の福祉向上のために使われます。



■主な当せん金 =

「ハロウィンジャンボ」（発売総額330億円・11ユニットの場合）

- ・1等 … 3億円×11本
- ・前後賞各 … 1億円×22本

「ハロウィンジャンボミニ」（発売総額150億円・5ユニットの場合）

- ・1等 … 3,000万円×20本
- ・前後賞各 … 1,000万円×40本

■発売期間 = 9月22日（水）～10月22日（金）

■発売場所 = 全国の宝くじ売り場

（*パソコンやスマートフォンなどインターネットでも購入できます!）

■抽せん日 = 10月29日（金）

※昨年のハロウィンジャンボ宝くじ（第855回全国自治宝くじ）、ハロウィンジャンボミニ（第856回全国自治宝くじ）の時効は11月1日（月）です。お忘れなく！

宝くじは、県内で買きましょう！

県内の売上げが地域の振興に役立てられています。



★お問い合わせは、

（公財）宮崎県市町村振興協会

☎：0985-31-9590 にお願ひします。

◆家内労働（内職）情報をお知らせします



県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っていきます。

◎家内労働をお探しの人へ

ご希望の家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください。（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください。）

電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。
※仕事によっては細かい作業もあり、その他の求人条件が加わることがあります。

令和3年8月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
プラスチック製品のバリ仕上げ、検査、部品組み立て、シール貼り	三股町、都城市	作業内容による
縫製後の糸切りまとめ作業（ループ、まつり、ボタン付け、肩パット付け）	三股町、都城市とその近辺	4円～ （宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃に準ずる）
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談）、 小林市内一部地域	1個 10円～50円
部品組み立て、 部品外観検査（キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個 0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、 ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	A：三股町、都城市とその近辺 B：三股町、都城市	A・Bともに 1本 4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反 2万～4万5千円

◎事業所の方へ

内職委託の際にも、ぜひ当センターをご利用ください！

就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、無料の情報提供とあっせんを行っています

都城就職相談支援センター（都城・小林地区）		
所在地	都城市北原町24街区21号 宮崎県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内	
TEL/FAX	0986-25-0300	
受付日	月～金曜日（土、日、祝日は休みです）	
受付時間	午前9時～午後5時	

より詳しい情報は で検索

◆体力テスト中止のお知らせ

毎年実施している「体力テスト」は、10月10日(日)に西部地区体育館で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止とします。

参加者の安心・安全の確保を最優先して決定しましたので、なにとぞご理解・ご了承くださいるようお願いいたします。



★お問い合わせは、

町教育委員会 教育課 スポーツ振興係 (町中央公民館内)

☎: 52-9312 (直通) にお願ひします。

◆三股町総合文化施設創立20周年事業「町民参加型演劇」の開催を延期します

12月18日(土)・19日(日)に開催を予定していた町総合文化施設創立20周年事業「町民参加型演劇」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、準備や稽古期間の確保が困難なことから、令和4年度に開催を延期します。



★お問い合わせは、

町立文化会館 ☎: 51-3462 にお願ひします。

◆「令和3年度都城障害者ふれあい面接会」を開催します

就職を目指している障害者を対象に、「令和3年度都城障害者ふれあい面接会」を開催します。

町・都城市内に就業場所がある企業約20社が参加予定です。事前申し込みや参加費は不要ですので、気軽にご相談ください。

■日 時 = 10月20日(水) 午後1時30分～3時30分
※受付は午後1時から

■場 所 = ホテル中山荘 (都城市松元町3-20)

■準備するもの = ①障害を確認できるもの(障害者手帳など)
②写真を貼った履歴書とそのコピー



★お問い合わせは、

ハローワーク都城 障害者担当

☎: 22-1745 にお願ひします。

◆畜産農家の皆さんへ

毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です

先月、山梨県と群馬県の養豚場において豚熱(CSF)の発生が確認され、町内にウイルスが侵入するリスクが依然として高い状況にあります。また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

- ① 長靴の履き替え
農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。
- ② 踏み込み消毒槽の設置と点検
踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。
- ③ 農場訪問者の記録と立ち入り規制
農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。
- ④ 早期発見・早期通報
家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所(☎：62-5151)に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。農業振興課(役場3階 ③番窓口)までお越しください。

★お問い合わせは、
農業振興課 畜産振興係(3階 ③番窓口)
☎：52-9088(直通) お願いします。



◆胃がん検診(集団検診)を実施します



胃がんは、50歳代以降にかかる人が多く、死亡原因の上位に位置するがんです。また初期の症状が少なく、症状だけで発見するのは難しい病気です。早期発見のためにも、年に1回は胃がん検診を受診しましょう。受診を希望する人は、町健康管理センターに電話でお申し込みください。

対象者	40歳以上の町民(昭和57年4月1日以前に生まれた人) ※令和3年度中に、町の間ドック、胃内視鏡検査(胃カメラ)、ピロリ菌検査(胃がんリスク層別化検査)を受診する人、受診した人は受診できません。 ※75歳以上の方は、病院(個別検診)でも無料で受けられ、日時も自分で決められるため、病院での個別検診をお勧めしています。
検診内容	問診と胃のX線検査(造影剤のバリウムと胃を膨らませるための発泡剤を飲んで検査します。) ※前日の夜9時以降と当日朝の飲食・喫煙はできません。
日程	① 10月13日(水) ② 10月19日(火) ③ 11月21日(日) 時間：午前8時30分～10時30分 ※30分間隔で予約を取っています。 ※1日に受診できる人数は限られているので必ず予約してください。 ※すでに予約をした人は再度予約する必要はありません。
場所	町健康管理センター
個人負担料	1,500円 (検診費用4,975円のうち3,475円は町が負担します) ただし、①②に当てはまる人は料金が免除になります。 ① 生活保護世帯の人・・・福祉課 社会福祉係で生活保護世帯である証明書の交付を受け、検診当日にお持ちください。 ② 75歳以上の人・・・保険証を検診当日にお持ちください。
その他	◎予約された人には、検診日が近くなってから受診票一式を送ります。 ◎胃の痛みなどの症状がある場合は、検診を待たずに医療機関を受診しましょう。

★申し込み・お問い合わせは、
町健康管理センター ☎：52-8481 お願いします。

◆ 10月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

■ 10月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：10月6日（水）・10月20日（水） ≪午後1時30分～3時≫ ○雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ○回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場(クリーンヒルみまた)
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、種類別・色別に分別して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が違うため、分別して処理してください。</p> <p>注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。</p> </div> <p>※分別は、右のページの表を確認してください。</p>
注意事項	○処理料金は現金支払いです。 ○処分場内は徐行運転で走行してください。 ○町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■ 農業用廃棄プラスチックの分別方法

分別が徹底されていない場合
持ち込みをお断りします

○搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり11円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> ・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり33円〉

種類	注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり55円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック <ul style="list-style-type: none"> ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稲用育苗箱 ・農業用タンクなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

※農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

★お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆困ったら 一人で悩まず 行政相談
～10月18日(月)～24日(日)は「行政相談週間」です～

総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月18日(月)～24日(日)を「行政相談週間」と定め、広報活動や相談所の開設を集中的に行います。

国などの役所の仕事に対して、

- ・苦情や困っていることがある
- ・相談してみたが説明に納得がいかない
- ・制度や仕組みが分からない
- ・どこに相談したらよいか分からない

などのお困りごとがありましたら、行政相談委員にご相談ください。
相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守ります。
町では、「行政相談」を次のとおり実施しますので、お気軽にご相談ください。

期 日	10月4日(月)	10月18日(月)
相談委員	やしき かずひさ 屋敷 和久	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※新型コロナウイルス感染拡大の影響で、中止になる場合もあります。
なお、行政相談は、総務省行政相談センター きくみみ宮崎でも受け付けます。ご相談の方は、0985-24-1100(行政苦情110番)へお電話ください。



★お問い合わせは、
総務省行政相談センター きくみみ宮崎 ☎：0985-24-3370
総務課 行政係(2階 ②番窓口) ☎：52-1112(直通)
をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめ・虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題(夫婦・親子・離婚・扶養・相続)、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの悩み事相談にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談 =

期 日	10月7日(木)
時 間	午前10時～午後3時
場 所	JR三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	たけのうち すずこ くるき まさひろ 竹ノ内 鈴子、黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

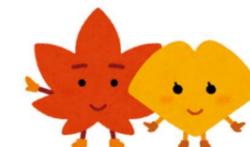
■常設人権相談 =

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 (都城合同庁舎5階相談室)
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※新型コロナウイルスの影響により中止になる場合があります。
※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。

★お問い合わせは、

- ・特設人権相談 = 総務課 行政係(2階 ②番窓口)
☎：52-1112(直通)
- ・常設人権相談 = 宮崎地方法務局都城支局
☎：22-0490 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】10月 7日（木） 【都城市】10月22日（金）
時 間	【三股町】午後1時30分～4時30分 【都城市】午後1時～4時
場 所	【三股町】町福祉・消費生活相談センター 【都城市】消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、<u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（<u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談等は対象外。</u>） ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細は、気軽にお問い合わせください。

※新型コロナウイルス感染予防のため、マスクの着用をお願いします。



★お問い合わせ・お申し込みは、
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します



町社会福祉協議会では、毎月第3水曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	10月20日（水）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は <u>予約制</u> です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

★お申し込み・お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

相 談 日	毎週月曜・水曜・金曜（祭日は除く）
時 間	午前9時～午後5時
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」

★お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。

